

官報

大蔵省印刷局発行

明治二十五年三月三十一日 日刊(日曜日休刊)
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

省 令

○農林水産省令第五十七号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和六十三年十一月二十九日

農林水産大臣 佐藤 隆

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の一の項植物の欄中「チリ共和国」を「スペイン国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるレモンであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの並びにチリ共和国」に改め、同表の四の項植物の欄中「を除く。」を「並びにニュー・ジールランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるフアンタジア種及びレッドゴールド種のネクタリンであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。」に改める。

附 則

この省令は、昭和六十三年十二月五日から施行する。